

第3弾

令和5年度

利府町省エネ家電製品買換促進補助金

省エネルギー性能の高いエアコン・電気冷蔵庫への買い換えを応援します！

補助対象要件

次のすべてに該当する方が補助対象者となります。

- (1) 補助金の申請日において、利府町に住民登録がある方
- (2) 令和5年11月30日までの間に、既存の機器から**新品**の補助対象機器に**買い換え**、自らが居住する住宅に設置を完了し、実績報告書を提出する方（**交付決定前に購入した場合は対象外**）
- (3) **令和4年度及び令和5年度の当該補助を受けていない世帯**の方
- (4) 個人が居住する住宅が対象となり、1世帯につき対象エアコン・冷蔵庫のどちらか1台が対象
※既に設置している機器の買い換えが対象となります。

【補助対象機器】

※買い換えに限る（中古品除く）

家庭用エアコン

- 省エネ基準達成率**100%以上**
（目標年度2027年度）
または、省エネ基準達成率**114%以上**
（目標年度2010年度）



電気冷蔵庫

- 省エネ基準達成率**105%以上**
（目標年度2021年度）



申請受付期間

令和5年10月2日(月)～10月13日(金)

実績報告提出期限

令和5年11月30日(木)まで

対象機器

機器本体価格

(税込・設置工事費除く)

補助額

家庭用

20万円以上

5万円

エアコン

20万円未満

4万円

電気冷蔵庫

10万円未満

2万円

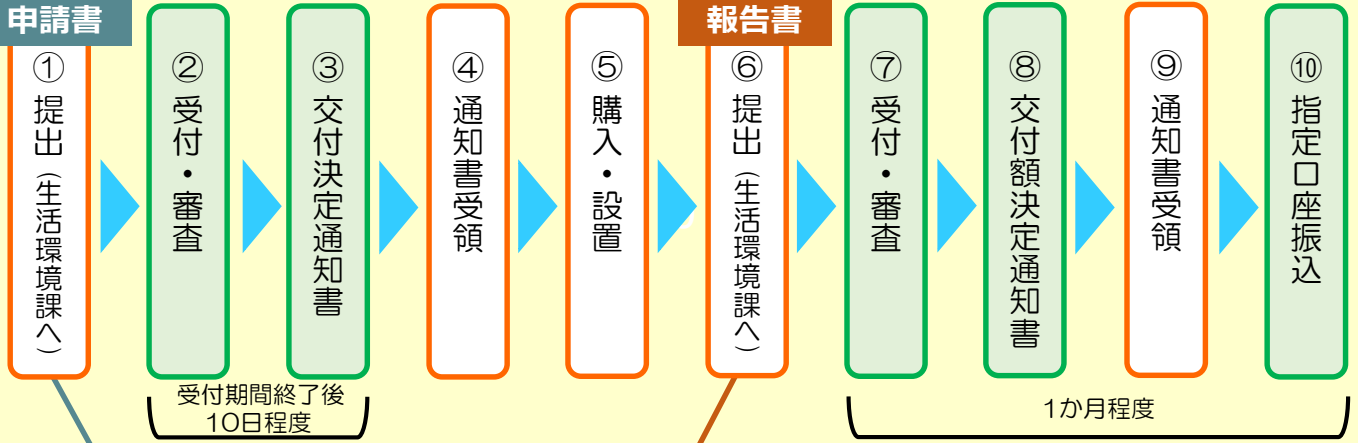
※ 申請が予算上限に達した場合は、**申請受付期間終了後**、申請書類の審査を行い、**抽選**にて、**補助金交付者を決定**します。

※詳しくは裏面をご覧ください。

交付申請の流れ

申請者

利府町



交付申請書

交付申請様式については町のホームページからダウンロードするか、生活環境課窓口でお受け取りください。

【提出書類】

- (1) 交付申請書 (様式第1号)
- (2) 設置する省エネ家電製品のメーカー名、機種名、機種型番、補助対象家電本体設置に要する費用等の各金額が分かる書類の写し (見積書等)
- (3) 住所確認ができるもの (免許証等)
- (4) 申請書チェックリスト

【提出期間】

令和5年10月2日 (月) から
令和5年10月13日 (金) まで (当日消印有効)

【提出方法】

- ・簡易書留やレターパックプラスなど、原則、受取が確認できる郵送でのみ受付します。
- ・窓口に直接持参された場合でも、その場で確認、審査は行いません。

【申請について】

- ・提出期間外に提出された申請書類は受付することはできません。
- ・申請が予算上限に達した場合は、申請受付期間終了後、申請書類の審査を行い、抽選にて、補助金交付者を決定します。
- ・申請者は、交付決定を受けてから対象家電の購入及び設置工事に着手してください。
- ・書類の不備や対象外家電製品の選択、予算の超過等の理由により交付することができない場合は、不交付決定の通知を送付します。

【郵送先】 〒981-0112 利府町利府字新並松4番地 利府町 町民生活部生活環境課 省エネ担当 宛

実績報告書

実績報告書は、全ての必要書類とともに、記載内容に誤りがないことを確認してから提出してください。提出期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなりますので、ご注意ください。

【提出書類】

- (1) 実績報告書 (様式第4号)
※様式は交付決定通知とともに申請者へ送付します。
- (2) 購入費等の支払いを証明する書類
(補助対象家電本体購入金額、購入日、製品名、型番が記載されているものの写し)
- (3) 製造メーカーが発行した補助対象家電の保証書の写し
- (4) 以前に設置していた機器の家電リサイクル券 (排出者控の写し)
- (5) 設置した場所を確認できる納品書等の写し
- (6) 振込先の口座情報が分かる通帳もしくはキャッシュカードのコピー
(申請者本人の口座に限る。)

【提出期限】

設置完了後30日以内 または
令和5年11月30日 (木)
のいずれか早い期日

【提出方法】

- ・簡易書留やレターパックプラスなど、原則、受取が確認できる郵送でのみ受付します。
- ・窓口に直接持参された場合でも、その場で確認、審査は行いません。

【補助金額の確定】

- ・実績報告書等の審査等により、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。
- ・報告書等の審査上、必要に応じて現地調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- ・確定された補助金は、申請者が指定した金融機関の口座 (申請者本人の口座に限る。) に振り込まれます。